

府中市制施行70周年記念「70日間チャレンジウォーキング事業」

業務委託に関するプロポーザル参加申込にかかる質問と回答

※質問の文言については、質問票の内容から一部変更をしていることをご了承ください。

1	Q	委託業務の一部を他社への再委託で実施する場合の手続きの仕方とそのタイミングは。
	A	再委託を行う際には、事前相談・書面提出が必要です。事前相談のタイミングとしては以下の2とおりで、書面提出のタイミングについてはその後に協議します。 ①既に再委託先が決定しているのであれば（現在委託中で、そのまま継続する場合を含む）、業務提案による委託候補者の採択直後。 ②当該業務受託後に再委託を決定するのであれば、再委託先決定後のなるべく早い時期かつ再委託の始動前。 ただし、いずれの場合でも、再委託先事業者の状況（例：安定経営がなされておらず、当該業務委託が途中で破綻してしまう可能性が強く疑われる等）によっては、再委託先として認めない場合があります。
2	Q	アプリについて、既存の物があり、運営全般を委託している。そのため、当該業務を受託するにあっても同様に再委託する見込みだが、諸事情によりその（再）委託先を変更する可能性がある。その変更の時期が本案件の履行期間と重なる場合、履行期間内での委託先変更の可否及び、可能な場合のプロセスと相談・協議のタイミングは。
	A	履行期間内での再委託先変更について否認するものではありません。 ただし、上記の再委託と同様で、事前にご相談の上、再委託先が決定した時は、速やかに市にご連絡いただき、必要な書類のご提出をしていただく必要があります。その後、市にて行う審査を通過することが必要です。 なお、再委託先の変更が決定した場合、引継ぎは念入りに行い、急な利用停止等が起こらないようにすることはもちろん、それまでと比較した時に、利用しやすさや市民対応等、すべての部分において質の低下が起こらないように細心の注意を払ってください。
3	Q	実地イベント履行場所の候補として、集合型・11/30開催の場合に郷土の森総合体育館との記載があるが、同施設を活用の場合、併せて郷土の森公園内にウォーキングコース等を設置することは可能か。
	A	可能です。 ただし、例えば敷地内の全てをロックアウトするようなことはできませんので、当該事業の利用者だけでなく、一般利用者の安全への配慮が必要になります。こういった利用の仕方になるにしても、業務提案による委託候補者採択後に協議をする必要があります。
4	Q	会社パンフレットの作成がないが、会社概要資料（プレゼンテーション形式）、あるいは統合報告書等の提出をもって代えることは可能か。
	A	可能です。 当該業務委託プロポーザルについて、主にどのような業種に携わっている企業にご参加いただけるのかの概要を把握することが目的ですので、簡易なもので結構です。
5	Q	募集要項内に、業務提案について「社名を記載しない」とあるが、サービス名やアプリの画面など企業が推測されるものを提案書に含むことも不可か。もしくは、社名が明記されていなければ、アプリ名やアプリの画面などは使用しても問題ないのか。
	A	利用しやすさや見やすさの確認のためには、アプリ画面の提示は必須だと考えます。そのため、業務提案の際には、社名、アプリ名を出さないようにしつつ、提案書に画面写真を盛り込んでください。